



平成28年11月30日
自動車局安全政策課

貸切バス事業者に対する重大な行政処分公表期間を延長します ～法令違反に対する行政処分等の公表基準の一部改正について～

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受けて6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

これを受けて、12月1日より貸切バス事業者に対する重大な行政処分の情報について、ホームページに掲載する期間を3年から5年に延長します。

1. 「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」の一部改正

貸切バス事業者について、特に重大な行政処分にあたる事業の停止処分又は許可の取消しに関する情報のホームページへの掲載期間を、現行の3年間から5年間へと延長します。

2. 今後のスケジュール

公布：平成28年11月30日

施行：平成28年12月 1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 秋山・佐藤

TEL：03-5253-8111（代表）内線 41625、41624

03-5253-8566（直通）

FAX：03-5253-1638